

福岡市税滞納処分による差押不動産の公売

不動産インターネット公売広報 (期間入札)

【参加申込期間】 令和7年 8月22日(金)午後 1時00分から
令和7年 9月 9日(火)午後11時00分まで

【入札期間】 令和7年 9月16日(火)午後 1時00分から
令和7年 9月24日(水)午後 1時00分まで

※事前の入札参加申込がなければ入札できません

【入開札場所】 KSI官公庁オークションサイト(<https://kankocho.jp>)

(紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステムです。)

<公売手続に関する問い合わせ・書類提出先>

福岡市 財政局 税務部 特別滞納整理課

担当 : 塚 田

〒812-8512 福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号
博多区役所9階

TEL:092-292-3134

FAX:092-292-4112

※お問い合わせは、平日の午前9:00～午後5:00 お願いします。

公売財産に関する問い合わせ先は、本書2頁(公売財産一覧表)で確認してください。

目 次

令和7年9月福岡市インターネット不動産公売のご案内	1
公 売 財 産 一 覧 表	2
公 売 参 加 の 手 引 き	3
1 期日入札により公売の流れ(あらまし)	
2 公売参加に必要なもの	
3 入札参加の資格	
4 入札参加申込と公売保証金の納付	
5 入札	
6 開札	
7 最高価申込者及び次順位買受申込書の決定	
8 売却決定・買受代金の納付	
9 売却決定等の取消し	
10 入札・買受申込等の取消し	
11 権利移転の時期等	
12 福岡市暴力団排除条例に基づく排除措置等	
公 売 財 産 の 詳 細	9
記 載 例	14
・陳述書(個人用)	
・陳述書(法人用)	
・委任状	

令和7年 9月福岡市インターネット不動産公売のご案内

公売方法	官公庁インターネットオークションシステムを用いた期間入札
参加申込期間	令和7年 8月22日(金)午後 1時00分から 令和7年 9月 9日(火)午後11時00分まで
公売保証金の 納付期限	令和7年 9月 9日(火)午後11時00分まで
必要書類の 提出期限	令和7年 9月 9日(火)まで ※必要書類(陳述書等)の提出がなければ入札できません。
入札期間	令和7年 9月16日(火)午後1時00分から 令和7年 9月24日(水)午後1時00分まで
入札場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する、公売に関するインターネットオークションシステム上(https://kankocho.jp)
入札確定日時	令和7年 9月26日(金) 午後5時00分
売却決定日時	令和7年10月15日(水) 午前10時00分
買受代金の 納付期限	令和7年10月15日(水) 午後2時30分まで
問い合わせ先	福岡市 財政局 税務部 特別滞納整理課 担当:塚田(つかだ) 〒812-8512 福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号 博多区役所9階 TEL:092-292-3134 FAX:092-292-4112 【受付時間】平日の午前9時00分から午後5時00分まで

【注意事項】

- ① 公売参加にあたっては、必ずKSI官公庁オークションサイトのヘルプページおよび福岡市インターネット公売ガイドライン(別冊)を必ずご覧ください。
- ② あらかじめ公売財産の現況、法令上の規制等を確認し、登記簿等を閲覧したうえで入札に参加してください。
- ③ 公売財産について本書に掲載している事項が現況と異なる場合は、現況を優先します。
- ④ 福岡市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。なお、土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。
- ⑤ 福岡市は、公売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任等を負いません。
- ⑥ 本書に掲載の公売財産について、公売を中止する場合があります。
- ⑦ 物件内に多くの残置物があります。
残置物の処分については買受人の責任において行う必要があります。
- ⑧ 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。
- ⑨ 公売財産の詳細に記載されている情報以外は回答できません。

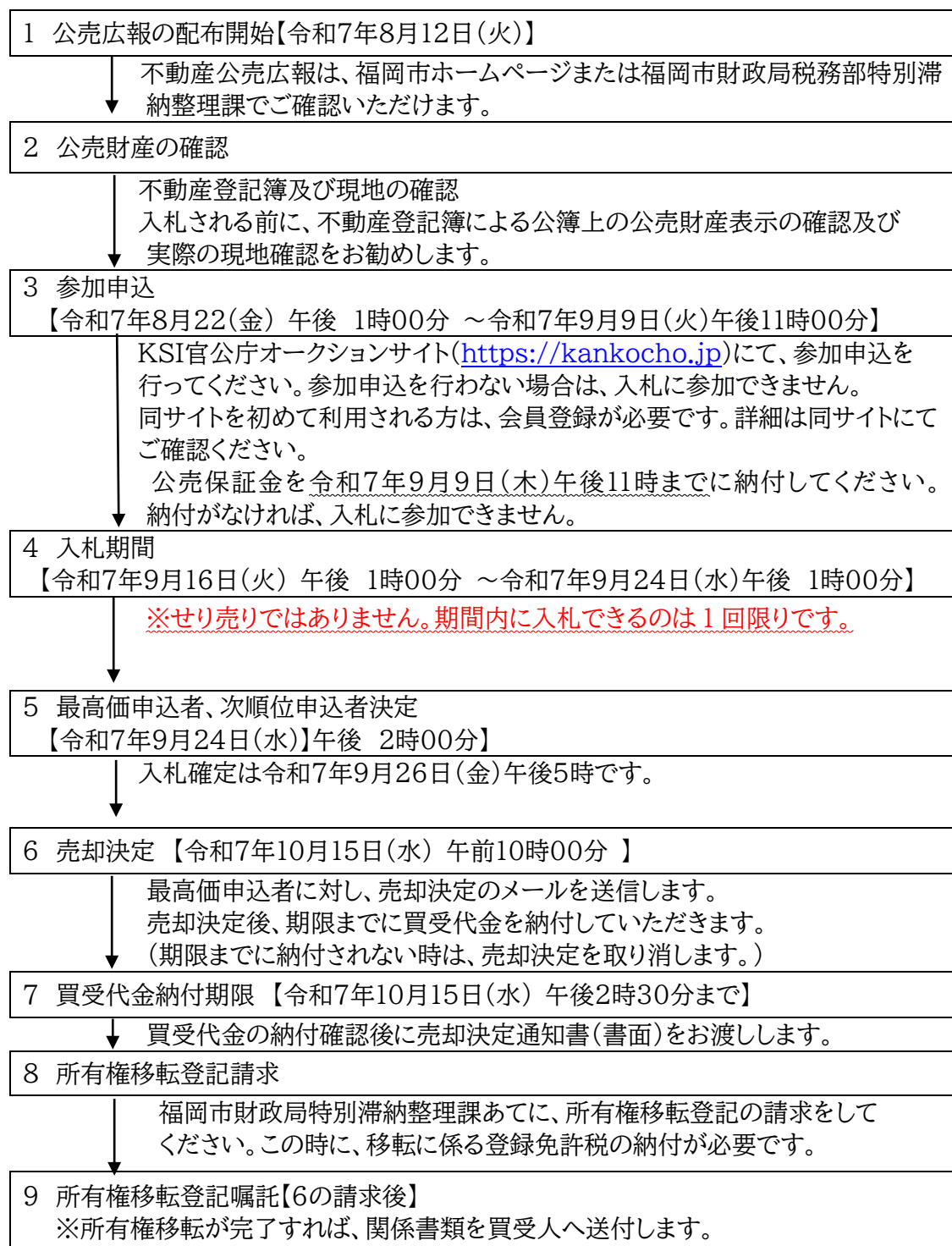
< 公売財産一覧表 >

執行機関	福岡市 財政局 税務部 特別滞納整理課
売却区分	特整 1
見積価額	1,663,800 円
公売保証金	170,000 円
公売財産	区分所有
不動産の表示	建物の表示 (所 在) 福岡市中央区渡辺通一丁目 1 号 1 番地 (建物の名称) サンセルコ商業・業務棟 専有部分の建物の表示 (家屋番号) 渡辺通 1 丁目 1 号 1 番の 30 (建物の名称) 30 番 (種 類) 店舗 (構 造) 鉄筋コンクリート造 1 階建 (床 面 積) 地下 1 階部分 18.13 m² 敷地権の表示 (土地の符号) 1 (所 在) 福岡市中央区渡辺通一丁目 (地 番) 1 号 1 番 (地 目) 宅地 (地 積) 4859.18 m² (敷地権の種類) 所有権 (敷地権の割合) 100 万分の 1380
建物の 住居表示	福岡市中央区渡辺通 1 丁目 1 番 1 号
詳細	9～13 頁

※未納管理費等が 1,542,200 円(令和 7 年 10 月 15 日時点)あり、納入義務を買受人が引き継ぐことになりますので、公売代金とは別に管理会社へ納入することになります。

公売参加の手引き

1 期間入札による公売の流れ(あらまし)



※各項目の詳細は次頁以降でご確認ください。

2 公売参加に必要なもの

KSI官公庁オークションサイトにて参加申込をされた後、以下の書類を福岡市ホームページからダウンロードのうえ、**令和7年9月9日(必着)**までに提出して下さい。提出が確認できない場合は、入札に参加できません。

区分	必要書類名	備考
共通	公売保証金の納付	KSI官公庁オークションサイトにて所定の手続きに従ってクレジットカードにて納付してください。
	陳述書	個人、法人、共同入札の場合それぞれで様式が異なります。法人は役員名を全て記入してください。 代理人を立てる場合は、代理人の陳述書も必要です。 ※詳しくは、福岡市インターネット公売ガイドラインP5「陳述書について」をご確認ください。
	本人確認書類	個人の場合は免許証等、法人の場合は商業登記簿(原本)を提出してください。
代理人	委任状	代理人を立てる場合に提出してください。代理人の本人確認書類の写しも提出してください。 法人が入札する場合で、代表者以外の方が入札に参加される場合は、委任状及び代理人の本人確認書類の提出が必要です。 ※共同入札代表者が代理人に委任する場合は、共同入札者全員の委任状が必要です。
法人	商業登記簿	法人が入札する場合は、商業登記簿(原本)を提出してください。

3 入札参加の資格

- 以下のいずれかに該当する方は、公売へ参加すること及び財産を買い受けることができません。
- また、(ア)から(キ)に該当する方は、代理人を通して参加することもできません。
- (ア) 国税徴収法第92条(買受人の制限)または同法第108条第1項(公売実施の適正化のための措置)の規定に該当する方
- (イ) 福岡市インターネット公売ガイドライン及びKSI官公庁オークションサイトに関連する規約、ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方。
- (ウ) 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していない方
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する方
※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- (オ) 20歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。
- (カ) 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除きます。
- (キ) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合を除きます。
- ※ 代理人が入札手続きを行う場合は、代理権限を証する委任状及び陳述書(暴力団員等に該当しないことの陳述)の提出が必要です。なお、代理人についても、上記の公売参加資格を満たす必要があります。
- ※ 入札後に、入札参加資格を満たさないことが判明した場合は、公売財産を買い受けることはできません。

4 入札参加申込と公売保証金の納付

入札に参加するためには、KSI官公庁オークションサイトの会員登録、入札参加申込、陳述書の提出及び公売保証金の納付が必要です。

(1)入札参加申込

KSI官公庁オークションサイトにて、入札参加申込をしてください。会員登録をされていない方は会員登録をお願いします。登録方法及び入札参加申し込み方法については、オークションサイト内のガイドラインやヘルプをご参照ください。

会員登録や入札参加に際し、システム利用料の負担はありません。

(2)公売保証金の納付

公売保証金の納付は公売システムの公売物件詳細画面より公売参加申込を行い、公売保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。

なお、公売保証金に利子は付きません。

①公売保証金の納付方法

納付期限	令和7年 9月 9日(火) 午後11時00分まで ※公売保証金の納付が無い場合は、入札は受け付けられません。
納付方法	クレジットカード
納付金額	170,000円

②公売保証金の払戻し

次順位買受申込者(※1)	KSIは、クレジットカードにより納付された公売保証金を返還する場合は、クレジットカードからの公売保証金の引き落としを行いません。ただし、公売参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。 なお、最高価申込者が売却決定を取り消されたときなど、次順位買受申込者に対して売却決定をした場合は、買受代金に充てることになります。
「最高価申込者及び次順位買受申込者」以外	最高価申込者、次順位買受申込者または国税徴収法第108条第1項の規定に該当し同条第2項の処分を受けた者並びにその代理人以外の納付した公売保証金は入札終了後全額返還します。

※1 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定については、6頁を参照してください。

③売却決定等の取消し・公売保証金の取扱い

下表のア～ウの場合は、国税徴収法の規定に基づいて、売却決定等を取り消し、公売保証金は右欄のとおり取り扱います。

売却決定等を取り消す場合		公売保証金の取扱い
ア	最高価申込者又は次順位買受申込者等が、前記「3入札参加の資格」(ア)に該当した場合	福岡市に帰属
イ	売却決定を受けた者が、公売財産の買受代金を納付期限までに納付しない場合	
ウ	・売却決定に基づく買受代金納付前に、その公売に係る福岡市徴収金の完納の事実が証明された場合 ・法律の規定に基づき公売手続を停止した場合において、買受人が買受申込み等を取り消した場合	買受人に返還

5 入札

公売参加申込、公売保証金の納付、必要書類の提出が完了したログインIDでのみ入札が可能です。入札は一度のみで、公売参加者などの都合による取り消しや変更はできません。また、入札期間の自動延長はありません。

6 開札

入札期間終了後、福岡市は開札を行い、入札価格が見積価格以上で最高価格である入札者を最高価申込者に決定し、最高価申込者の会員識別番号(ログインIDではありません)と落札価格を公売システム上に一定期間公開することにより、入札終了を告知します。

最高価額での入札者が複数存在する場合は、その方々のみによる追加入札を行います。追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上とする必要があります。なお、追加入札による最高価額も同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

当初の入札価額に満たない価額で追加入札をしたとき、又は追加入札をすべき者が入札しなかったときは、国税徴収法第108条の規定(その後2年間の公売場所への入場、入札等の制限)が適用され、公売保証金を返却しない場合があります。

追加入札でも最高価格の入札者が複数存在する場合は、自動抽選のくじで最高価申込者を決定します。

7 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定

(1)最高価申込者の決定

見積価額以上の入札者のうち、最高価額による入札者を最高価申込者として決定します。

(2)次順位買受申込者の決定

最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額で入札し、かつその入札価額が最高価申込者の入札価額から公売保証金額を引いた金額以上(次順位の入札価額 $\geq$ 最高価申込価額 - 公売保証金額)である入札者から次順位買受の申込みがあった場合は、その入札者を次順位買受申込者として決定します。

8 売却決定・買受代金の納付

売却決定日に、最高価申込者に対し、売却決定のメールを送信します。最高価申込者に対する売却決定が取り消されたときは、次順位買受申込者が買受人となります。

買受人は、納付期限までに買受代金の全額(公売保証金を除く)を一括して納付してください。

なお、納付期限までに買受代金の入金が確認できないときは、売却決定が取り消され、公売保証金は没収となります。

(1) 買受代金の納付方法

買受代金	入札価額から公売保証金額を差し引いた額
納付期限	令和7年10月15日(水) 午後2時30分まで ※ 次順位買受申込に対して売却決定が行われた場合は、福岡市から改めて納付期限(その売却決定の日から起算して7日を経過した日等)をご案内します。
納付方法	銀行振込(振込手数料は買受人負担)

9 売却決定等の取消し

売却決定に基づく買受代金の納付前に、公売に係る市税徴収の完納の事実が証明された場合には、その売却決定を取り消します(その場合、公売保証金は返還します)。その他、買受人が入札参加資格を満たさないことが判明した場合や、買受代金をその納付期限までに納付しない場合、又は国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定を取り消した場合は、その売却決定を取り消します。

10 入札・買受申込等の取消し

買受申込者に対し売却決定が行われた後等であっても、法律の規定に基づき公売手続が停止される場合があります。この場合、最高価申込者及び次順位買受申込者は、買受申込等の取消しをすることができ、取り消された場合には公売保証金を返還いたします。

11 権利移転の時期等

(1) 権利移転および危険負担移転の時期

公売財産の権利移転および危険負担移転の時期は、原則、買受代金が全額納付されたときです。したがって、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失等による損害は買受人が負担することになります。

なお、福岡市は公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。

また、買受人は、買い受けた公売財産の種類又は品質に問題があったとしても、その補完・補填、買受代金の減額、損害賠償及び買受けの取消し(解約)を、福岡市に請求することはできません。

※ 土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。

(2) 権利移転に伴う費用の負担

公売財産の権利移転手続きに必要な登記についての登録免許税その他の費用は買受人の負担になります。登録免許税は買受人の責任において算出し、その領収証書、又は同税相当額の収入印紙を提出してください。

なお、登録免許税の税率等、詳しくは法務局へ問い合わせてください。

(3) 権利移転の請求

権利移転の登記又は登録は、買受人の請求により福岡市(執行機関)が関係機関に対し、その登記又は登録の嘱託を行います。

買受人は、買受代金の全額を納付し、「売却決定通知書」を受領した後、執行機関に対し、速やかに権利移転の登記又は登録を請求してください。

なお、請求には、以下の書類が必要となります。

- ・市町村役場の固定資産税評価証明書又は同通知書
- ・買受人の住所・所在地を証する書面
 個人の場合…住民票の写し等
 法人の場合…法人の登記簿謄本等
- ・登記嘱託書及び登記識別情報(登記済証)の郵送に要する郵便切手
- ・登録免許税(書面申請)の領収証書又は同税相当額の収入印紙

12 福岡市暴力団排除条例に基づく排除措置等

(1) 売却決定等の取消し

福岡県警察本部からの通知等により、入札者又は最高価申込者が、前記「3入札参加の資格」(エ)の暴力員等に該当することが判明したときは、国税徴収法第108条第5項に該当するものとして、その入札がなかったものとし、又はその決定等を取り消します。

(2) 公売保証金の取扱い

前記(1)のとおり売却決定等の取消しを行った場合は、その入札者等が納付した公売保証金は本人に返還しますが、国税徴収法第189条による罰則の適用を検討します。

◆公売財産の詳細

売却区分	特整 1	執行機関	福岡市財政局税務部 特別滞納整理課
見積価額	1,663,800 円	公売保証金	170,000 円
画地条件	地積	4,859.18 m ²	
	間口	約 92m	
	奥行	約 85m	
	形状	不整形	
	接面状況	角地(南及び北東側)	
街路条件	道路の種類	市道(建築基準法第42条第1項に該当)	
	系統及び連続性	良好(住吉通り)	
	幅員	約 36m	
	舗装	有り(アスファルト)	
	歩道	有り(両側)	
交通接近条件	最寄駅	福岡市営地下鉄 渡辺通駅まで約250m	
	商業施設	天神中心部まで約 1 km	
環境条件	隣接不動産等 周辺の状況	ホテル、立体駐車場、事務所ビル、各種店舗等	
	供給処理施設 設備の状況	・上下水道 ・都市ガス	
行政的条件	区域	市街化区域	
	用途地域	商業施設	
	建ぺい率	指定 80%(基準 100%)	
	容積率	指定 700%(基準 700%)	
	災害関連	・土砂災害警戒区域指定なし ・洪水浸水想定区域指定 浸水深(最大)1.0～3.0m ・高潮浸水想定区域指定 3.0m以上	
	防火規制	防火地域	
	その他	高度利用地区 駐車場整備地区	

< 建物の概要 >

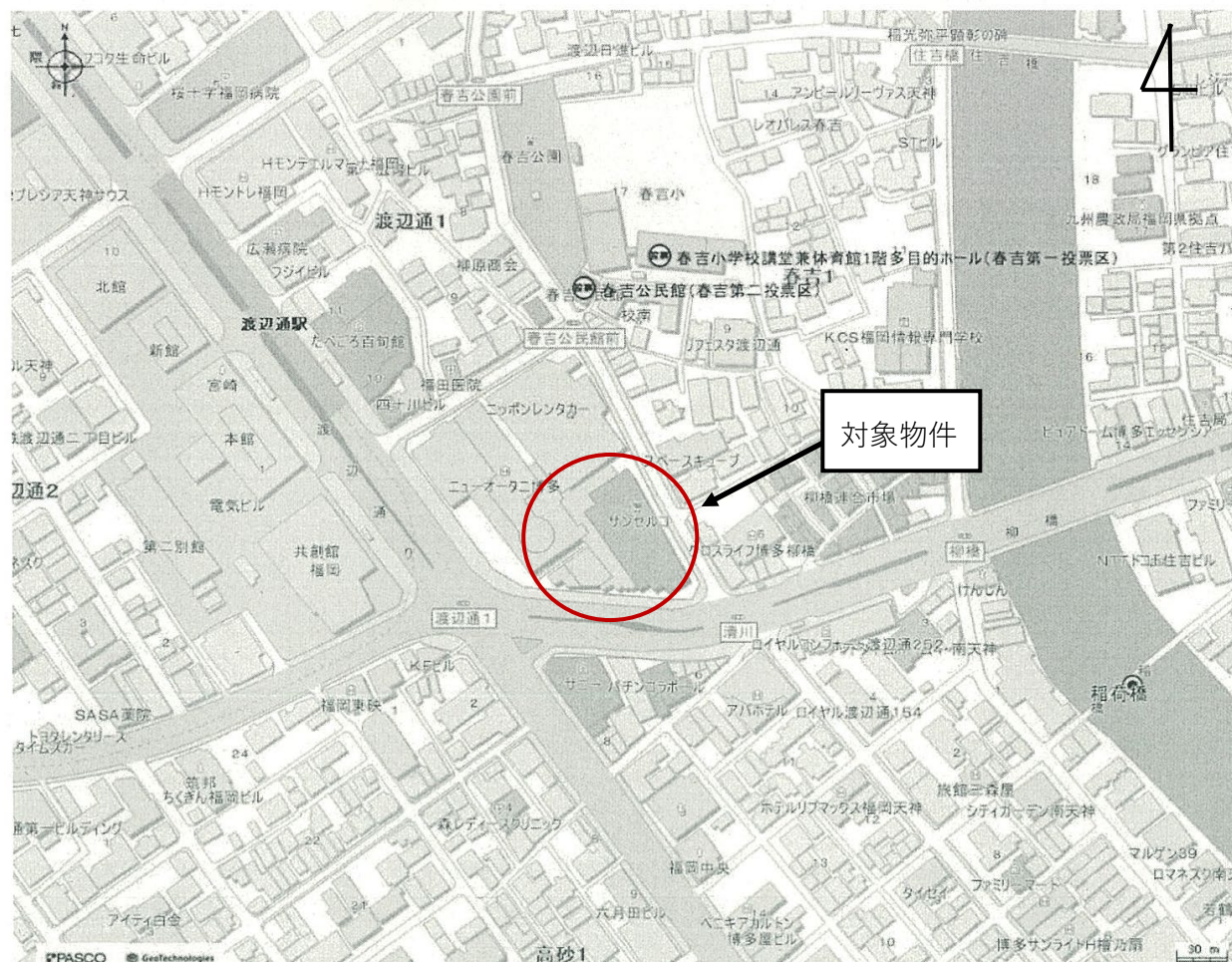
状況	建築時期	昭和54年2月19日新築(約46年経過)
	主たる構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付10階建
	建築面積	4,037.95 m ² (登記面積より推定)
	延床面積	31,928.73 m ² (登記面積)
	設備	電気・給排水衛生・ガス・空調設備
	昇降機	エレベータ6基(17人乗り)、エスカレータ1基(1～4階)
	外構等	外構・植栽・庇・パブリックサイン等
	防火・警備	防火設備・警備員2名常駐
	使用資材の品等	躯体・仕上・設備ともにおおむね上位の品等と推定
	施工	株式会社 竹中工務店

< 専有部分の概要 >

状況	構造・用途	鉄筋コンクリート造1階建・店舗
	階層・位置	地下1階北側ののれん街に位置
	専有面積	18.13 m ² (内法面積)
	間取り	1室 形状は整形 (間取図はありません)
	仕上	天井 クロス貼 内壁 クロス貼 タイル貼 床 クッションフロア等
	設備	電気・給排水・ガス・空調
	使用資材の品等	おおむね中位の品等と推定

※残置物が放置されています。残置物の撤去などは、すべて買受人自身で行ってください。
 ※未納管理費等が1,542,200円(令和7年10月15日時点)あり、納入義務を買受人が引き継ぐことになりますので、公売代金とは別に管理会社へ納入することになります。
 ※名義変更の登記は福岡市で行いますが、別途登記手数料がかかります。

所在図 所在：福岡市中央区渡辺通一丁目1号1番地



現地写真(R7. 5月撮影)

建物外観



店舗入口付近



店舗内部（残置物があります）

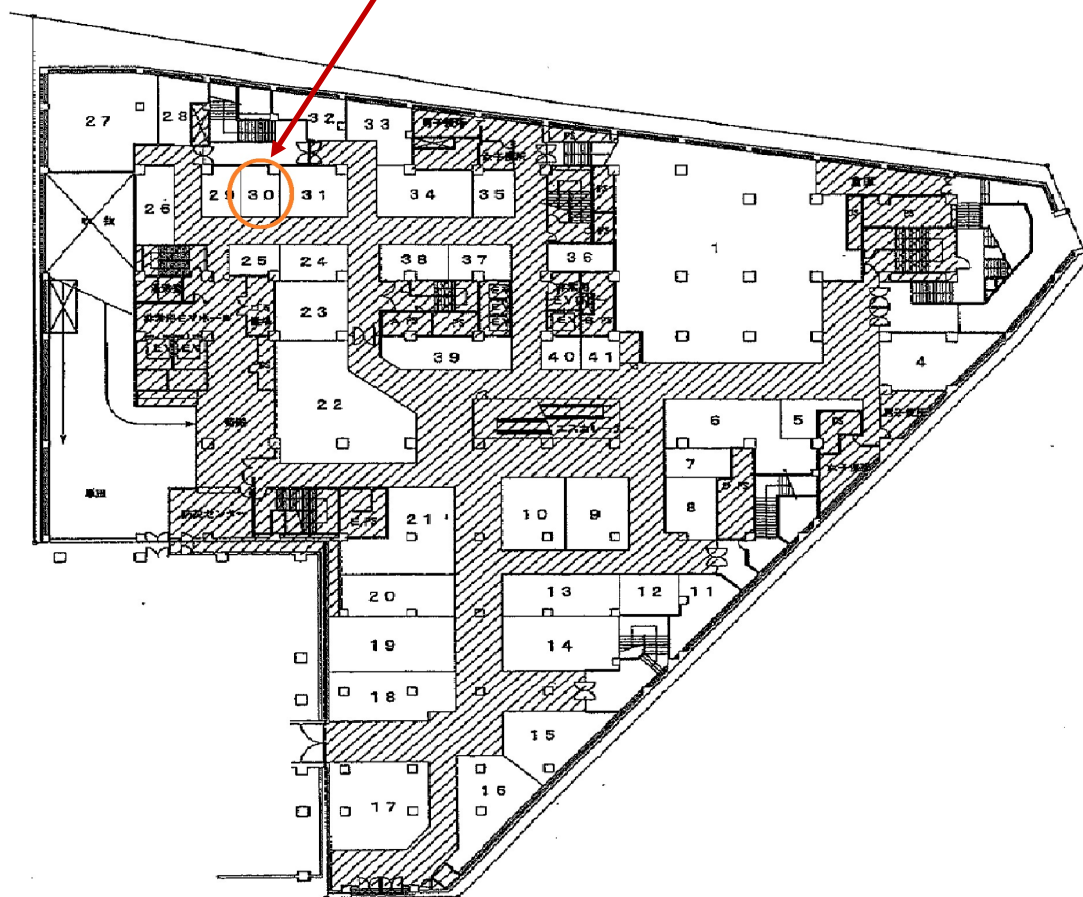


店舗内部（残置物があります）



地下1階 平面図

対象物件



陳 述 書（個人用）

福岡市長 様

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☐ 私は、暴力団員等ではありません。 ← **暴力団等ではないことの陳述**

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☐ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。 ← **「自己の計算において入札等をさせようとする者がいない」又は「自己の計算において入札等をさせようとする者が暴力団員等ではない」ことの申述**

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

「自己の計算において入札等をさせようとする者」がいない場合はチェック不要

区分番号	特 整 1	陳述書作成日	令和 年 月 日
入札者（買受申込者）	住 所	住所・氏名（フリガナ）・生年月日・性別については、住民票（商業登記簿）のとおり記載してください。	
	（フリガナ）		
	氏 名		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日

【注意事項】

【注意事項】をよく読んで記載してください。

- 本様式は、入札者（買受申込者）が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、**インク又はボールペン**で書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。**
- 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。**
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第189条）。**

陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」を併せて提出してください。

陳 述 書（法人用）

福岡市長 様

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☐ 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。 ← 法人の役員が暴力団等ではないことの陳述

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☐ 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

「自己の計算において入札等をさせようとする者がいない」又は「自己の計算において入札等をさせようとする者が暴力団員等ではない」ことの申述

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

「自己の計算において入札等をさせようとする者」がいない場合はチェック不要

区分番号	特整 1	陳述書作成日	令和 年 月 日
入札者（買受申込者）	法人所在地	所在地・名称（フリガナ）については、それらを証明する文書（商業登記簿等）のとおり記載してください。	
	（フリガナ）		
	法人名称		
	代表者氏名		
	役員	陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」のとおり	

【注意事項】

【注意事項】をよく読んで記載してください。

- 本様式は、入札者（買受申込者）が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（売却区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を併せて提出してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。

- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第189条）。

記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

委任状

福岡市長 様

委任者(入札者)

住所又は所在地

福岡市中

氏名又は法人名及び法人代表

【委任状作成の注意事項】

1. 受任者（代理人）本人の身分証明書（運転免許証等）の提示が必要です。
2. 委任者が法人の場合は、氏名又は法人名及び法人代表者氏名欄に法人名、代表者の資格及び代表者名を併記してください。

電話番号（092）123 - 4567

次の者を代理人と定め、以下の権限を委任します

受任者(代理人／共同入札代表者)

住所又は所在地

福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号

氏名又は法人名及び法人代表者氏名

電話番号（092）765 - 4321

委任事項

令和7年9月福岡市インターネット不動産公売の売却区分特整1に係る、

- 1 入札手続きに関する権限
- 2 公売保証金の納付及び受領に関する権限
- 3 買受代金の納付に関する権限
- 4 関係書類等の受け渡しに関する権限
- 5 上記1から4に附帯する一切の権限

「委任状作成の注意事項」を参照し、委任する
手続に応じたものに○を
記載してください。